# 平成19年(ハ)4272号損害賠償請求事件

原告 山崎 壽樹 被告 阿部 司

平成19年4月12日

# 準 備 書 面 (1)

東京簡易裁判所民事第 2 室 1 係 御中

頭書事件につき、原告は下記の通り陳述する。

記

#### 第1 被告答弁書に対する認否

以下においては、被告答弁書の記載は枠内に引用しました。

1.訴状記載どおりの判決を求める。

#### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。
- 2. 第2の2と3については争う。

### 第2 請求の原因に対する答弁

- 1 訴状請求の原因 1. 事件の要旨については認める。
- 2 訴状請求の原因 2 は否認する。
- 3 損害額については争う。
- 3.赤下線部は否認し争う。

全治までには「1  $_{7}$   $_{7}$  程度」を要したのが事実であり、「1 週間ほど」では断じてない。

# 第3 被告の主張

1 行為態様、傷害の程度 原告の乗車するタクシーの窓ガラスを割り、 顔面を殴打し、全治1週間ほどの打撲を負わせたものです。 4.被害車両は法人である代々木自動車(株)の所有物であり、原告の所有物ではない。したがって、下線を付した部分については不知。ただし、治療費・休業損害分の支払については認める。

- 2 被告の損害弁償の状況
  - (1) 治療費の支払
    - ①平成 18 年 8 月 22 日 治療費の一部として、 10,000 円を原告に支払い。
    - ②平成 18 年 8 月 29 日 治療費として、 22,597 円を警察病院に振り込み。
    - ③平成18年9月4日 治療費として、24,685円を警察病院に振り込み。
    - ④平成 18 年 10 月 24 日 治療費として、1, 102 円を警察病院に振り込み。
  - (2) 修理費、休業損害の支払
    平成 18 年 11 月 15 日、
    車両修理費として 25, 300 円、
    原告の休業損害分として、188, 605 円、
    車両休業分として、48, 523 円、
    合計 262, 428 円を代々木自動車株式会社に振り込み。
- 5.承服しかねるのは、赤字下線部の事実である。

こういった事実は全く無かった。すなわち、事実無根の作文という他ない。 したがって全面否認する。

(3) 示談金の提示

<u>弁護人を通じ、被告の謝意を伝え、</u> 300,000円の示談金を提示させて項いたが、 原告に受け入れて頂けなかった。

# 第2. 結 語

本訴は、事後の対応としての「被告からの一片の謝罪」すら無かったが故に、 万已むを得ず提訴したもので、もとより和解の意思がないわけではありません。 しかし、「悪いことをしたら御免なさい」と、まず謝罪するのが筋、というも ので、損害賠償はそれからの事でしょう。

◎附属書類 甲第1号証写し 1通

以上原告 山崎 壽 樹